

千葉県

第1区	千葉市中央区、千葉市稲毛区、千葉市美浜区
第2区	千葉市花見川区、習志野市、八千代市
第3区	千葉市緑区、市原市
第4区	船橋市（本庁管内、船橋市二宮出張所管内、船橋市芝山出張所管内、船橋市高根台出張所管内、船橋市習志野台出張所管内、船橋市西船橋出張所管内、船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山1丁目、丸山2丁目、丸山3丁目、丸山4丁目及び丸山5丁目に属する区域を除く。））
第5区	市川市（本庁管内（市川1丁目、市川2丁目、市川3丁目、市川南1丁目、市川南2丁目、市川南3丁目、市川南4丁目、市川南5丁目、真間1丁目、真間2丁目、真間3丁目、新田1丁目、新田2丁目、新田3丁目、新田4丁目、新田5丁目、平田1丁目、平田2丁目、平田3丁目、平田4丁目、大洲1丁目、大洲2丁目、大洲3丁目、大洲4丁目、大和田1丁目、大和田2丁目、大和田3丁目、大和田4丁目、大和田5丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目、稲荷木1丁目、稲荷木2丁目、稲荷木3丁目、八幡1丁目、八幡2丁目、八幡3丁目、八幡4丁目、八幡5丁目、八幡6丁目、南八幡1丁目、南八幡2丁目、南八幡3丁目、南八幡4丁目、南八幡5丁目、菅野1丁目、菅野2丁目、菅野3丁目、菅野4丁目、菅野5丁目、菅野6丁目、東菅野1丁目、東菅野2丁目、東菅野3丁目、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目、鬼高2丁目、鬼高3丁目、鬼高4丁目、高石神、中山1丁目、中山2丁目、中山3丁目、中山4丁目、若宮1丁目、若宮2丁目、若宮3丁目、北方1丁目、北方2丁目、北方3丁目、本北方1丁目、本北方2丁目、本北方3丁目、北方町4丁目、東浜1丁目、田尻、田尻1丁目、田尻2丁目、田尻3丁目、田尻4丁目、田尻5丁目、高谷、高谷1丁目、高谷2丁目、高谷3丁目、高谷新町、原木、原木1丁目、原木2丁目、原木3丁目、原木4丁目、二俣、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣新町、上妙典）、行徳支所管内）、浦安市
第6区	市川市（第5区に属しない区域）、松戸市（本庁管内、常盤平支所管内、六実支所管内、矢切支所管内、東部支所管内）

第7区	松戸市（第6区に属しない区域）、野田市、流山市
第8区	柏市（本庁管内、田中出張所管内、増尾出張所管内、富勢出張所管内、光ヶ丘出張所管内、豊四季台出張所管内、南部出張所管内、西原出張所管内、松葉出張所管内、藤心出張所管内、柏駅前行政サービスセンター管内）、我孫子市
第9区	千葉市若葉区、佐倉市、四街道市、八街市
第10区	銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡、山武郡（横芝光町（篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂口、篠本根切））
第11区	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町（第10区に属しない区域））、長生郡、夷隅郡
第12区	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡
第13区	船橋市（船橋市豊富出張所管内、船橋市二和出張所管内、船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山1丁目、丸山2丁目、丸山3丁目、丸山4丁目及び丸山5丁目に属する区域に限る。））、柏市（第8区に属しない区域）、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、富里市、印旛郡